

◆戦没者等の  
ご遺族の皆さまへ

現在、第8回特別弔慰金の請求を受け付けています。

対象

- ・平成7年第6回特別弔慰金を受給された方
  - ・平成11年第7回特別弔慰金を受給された方
  - ・平成11年4月1日から17年3月31日までの間に年金給付の受給者が失権した場合（戦没者妻等が死亡した）のご家族の方で今回の弔慰金の受給権を有する方
- 請求の済んでいない方は、早めに手続きをしてください。
- 受付窓口
- ・本庁福祉係
  - ・各総合支所福祉介護係
- 請求書などの用紙は役場にありますが他に戸籍抄本など必要な場合もあります。
- 持参するもの
- ・印鑑
  - ・前回の国庫債券台紙、裁定通知書、請求書などの控え
  - ・その他関係書類が有りましたら持参ください。
- 問い合わせ先  
福祉介護課福祉係  
☎⑤③ 1111 内線2133

守ります、あなたの安全110番

【110番をかける5つのポイント】

何があったか いつ、どこで  
現場の状況、被害の模様など  
当事者、被害者の様子など  
あなたの氏名、住所、連絡方法  
パトカーや警察官をいち早く現場に到着させるためには、通報者の「早く」「正確な」「110番」が必要です。

◆「グリーン・ツーリズム」

～興味のある方

お知らせください～

町では農村が元気になる施策として、都市住民にあるがままの農村の生活を楽しんでもらうためグリーン・ツーリズム（都市と農村の交流）の展開を進めています。グリーン・ツーリズムに興味がある方、実践しようと思われる方、自薦・他薦や個人・グループは問いませんので、1月末までに情報提供をお願いします。

問い合わせ先  
農政課農政係  
☎⑤③ 1111 内線2422

年 金

◆20歳になったら

国民年金の手続きを!!

国民年金は、20歳以上（学生も含む）60歳未満のすべての人が加入する制度です。  
加入手続きは、お済みですか？

国民年金に加入し、国民年金保険料を一定期間以上納めていないと、老後の生活の保障としての年金が支給されなかつたり、万が一、事故や病気などで障害が残つたり、あるいは死亡し残された家族のための保障などを受けられなくなつたりします。

なお、どうしても保険料を納められない場合は、保険料を後払いできる『保険料免除制度』・『若年者納付猶予制度』・『学生納付特例制度』もありますので、年金窓口に申請してください。

問い合わせ先  
町民課町民係  
☎⑤③ 1111 内線2123

◆源泉徴収票の送付

老齢の年金を受けている方には、毎年1月中旬に源泉徴収票が届きます。

平成17年中に受けた年金の総額や年金から差し引いた所得税額などをお知らせするもので、所得税の確定申告や住民税の申告の時に必要なので大切に保管してください。

なお、2月になつても届かないときや紛失したときは、川内社会保険事務所で再発行できます。

◆電話での各種証明書の

交付（再交付）申請開始

これまで郵送または窓口受付により交付していた各種証明書などが、本人並びに配偶者分などについては新たに電話でも申請できるようになりました。

対象となる証明書などは、裁定通知書・支払額変更通知書・年金振込通知書・年金改定通知書などです。

詳しいことは、左記へ問い合わせください。

問い合わせ先  
川内社会保険事務所  
☎⑤②⑦ 5276

電気事故防止

シリーズ⑥

電気工事は  
電気工事店へ

家庭や商店などの電気工事は、電気工事士の資格を持った人でなければいけないことになっています。素人が工事をすると、感電や電気火災が発生することにもなり非常に危険です。安全で便利に使用できる屋内配線は、電気工事店に依頼してください。

財団法人 九州電気保安協会

素人工事をしていませんか？

ワタクシにお任せあれ！

